



平成 25 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名 大 多 喜 ガ ス 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 取 締 役 社 長  
渡 部 均  
(コード番号 9541 東証第二部)  
問 合 せ 先 総 務 部 総 務 グ ル ー プ マ ネ ー ジ ャ ー  
新 井 賢 太 郎  
(TEL 0475-24-0010)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、昨日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 10 月 23 日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、平成25年8月8日付「関東天然瓦斯開発株式会社と大多喜ガス株式会社との共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関するお知らせ」及び「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、関東天然瓦斯開発株式会社と共同して、平成26年1月6日(予定)をもって、株式移転による両社の完全親会社となる「K&Oエナジーグループ株式会社」(以下「共同持株会社」といいます。)を設立すること(以下「本株式移転」といいます。)について、平成25年8月8日開催の取締役会において決議し、株式移転の承認に関する議案(以下「本株式移転議案」といいます。)を本臨時株主総会に付議することを予定しております。

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第14条(定時株主総会の基準日)に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転議案が承認され、本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第15条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります(以下「本定款変更」といいます。)

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において本株式移転議案が承認されること、平成25年12月30日までに本株式移転の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成25年12月31日にその効力を生じるものといたします。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
( <u>定時株主総会の基準日</u> ) 第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u>	(削 除)
第15条 く (略)	第14条 く (現行どおり)
第38条	第37条

## 3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成 25 年 10 月 23 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 25 年 12 月 31 日 (火)

## 4. その他

平成25年12月期(平成25年1月1日から同年12月31日まで)の剰余金の配当(期末配当)につきましては、現行定款第36条第1項(本定款変更後の第35条第1項)に従い、平成25年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様又は登録株式質権者様に対し、当社からお支払する予定でございます。

以上